

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 28 日 号外第 158 号

【法令名】

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 28 日 政令第 175 号

【管轄省庁】

消費者庁

【施行期日】

平成 22 年 8 月 1 日

(クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律 (平成 21 年法律第 85 号) の施行の日)

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律 (平成21年法律第85号) が平成22年8月1日に施行されることに伴い、公益通報者保護法 (平成16年法律第122号) の対象法律を見直す。

* 要旨

公益通報者保護法 (平成16年法律第122号) の対象法律に、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律を追加する。

.....